

兵高教組

週刊杏々情報

2016年2月10日 29号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

マイナンバー制度

マイナンバーの提出・記載は強制ではありません

兵庫県教育委員会は、「マイナンバー制度」実施にあたって、教職員に対し、「個人番号（マイナンバー）利用目的通知書」を出しました。この中で、個人番号の利用目的を、源泉徴収票等作成事務や雇用保険関連事務など五つに限る旨を通知し、マイナンバーの提供を「お願い」しています。この通知を受け、今、各学校では「平成28年度分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の返却に利用するとして、本人と扶養親族等のマイナンバーの記載と、本人確認のためにということで個人番号カードや個人番号通知カードの提出を求めています。

しかし、マイナンバーをめぐっては、各方面から様々な問題点が指摘されており、すでに実施されているアメリカや韓国での被害なども伝えられています。ここで、「マイナンバー制度」について、いっしょに考えてみたいと思います。

そもそも「マイナンバー制度」とは

「マイナンバー制度」とは正式には「社会保障・税番号制度」といわれるもので、2013年の国会での法成立を受け、今年の1月から導入されました。個人に12桁の番号を割り当て、これまで、いろいろな公的機関（市役所・税務署・年金事務所など）がそれぞれ独自の方法で管理していた個人情報を一元的に管理しようとするものです。確かにマイナンバーを導入することで、役所での手続きが簡素化されるなどのメリットはありますし、学校でも事務の方にとっては、事務処理の簡素化につながるという側面もあります。しかし一方で、その問題点も多く指摘されています。

「マイナンバー制度」の問題点

マイナンバーは現時点では、県教委の通知書にもあるように税や社会保障にしか利用することはできません。しかし、3年を目途に検討を行うとしており、将来的には民間利用などの検討も視野に入っています。たくさんの個人情報が12桁の番号に集積されれば、個人情報の漏洩や不正取得につながり、それが大きな問題となってきます。事実、アメリカでは不正取得による「なりすまし」犯罪の損害額が年間約500億ドル（約5兆円）に上ったとの政府調査もあります。

さらに、国家による個人情報の管理という側面も見過ごすわけにはいきません。

マイナンバーの提出や記載は 強制ではありません

では、「マイナンバー」の提出や記載は、強制されるものなのでしょうか。国税庁のホームページには以下のよう FAQ が載せられています。

Q 申告書等を税務署等に提出する際、個人番号・法人番号の記載がない場合や誤りがある場合に罰則の適用はあるのですか。

(答) 申告書や法定調書等の税務関係書類を税務署等に提出する際に、個人番号・法人番号を記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定は、税法上設けられておりません…

このように「マイナンバー」の提出は、強制ではなく、罰則規定もないのです。だからこそ、県教委の通知書も「お願い」としているのではないでしょうか。

高教組は、今後、「マイナンバー制度」とどう向き合っていけばいいか、学習会などを通してみなさんといっしょに考えていきたいと思います。